

関西労働者安全センター

関西 労 災 職 業 病

関西労働者安全センター
2018. 4.10発行〈通巻第487号〉200円

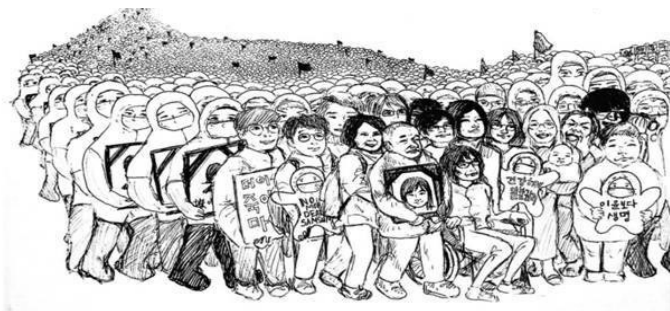
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



ファン・ユミさんとともに歩く春 ～パノリムの行動(2018年3月6日)に連帯を	2
防塵服でソウルを歩くー半導体労働者の日 福井雅世.....	7
死ぬまで元気です vol.1 右田孝雄.....	8
今後の検証が大事 労災防止の数値目標 第13次労働災害防止計画始まる	9
連載 それぞれのアスベスト禍 その78 古川和子.....	11
安全のきいわあど その21 ハインリッヒの法則.....	13
韓国からのニュース	14
前線から	17
死ぬまで、元気で!中皮腫サポートキャラバン隊交流 大阪 間接部門含め原告全員和解勝ち取る エタニット高松国賠裁判 高松	

3月の新聞記事から/19
表紙/防塵服デモで先頭を歩くファン・サンギさん(左)と
車椅子のハン・ヘギョンさん、車椅子を押すオモニのキム・シニョさん

ファン・ユミさんとともに歩く春 ～パノリムの行動(2018年3月6日)に連帯を～



パノリムと上映運動

パノリムは、韓国のサムソン電子半導体工場で働く労働者たちが、作業工程で有害な化学物質にばく露して、様々ながんや難病を発症し、国や企業に補償を求めて立ち上げた運動団体です。2017年12月には、パノリムからファン・サンギさんとイ・ジョンランさんが訪日し、各地で交流会を企画しました。ファン・サンギさんはサムソン電子器興工場で働き、亡くなったファン・ユミさんの父であり、パノリムの創設者です。イ・ジョンランさんは、ファン・サンギさんらの訴えを受け止めて、共に闘ってきた労務士です。また、2人の訪日に当たり、このサムソンの事件を題材とし、韓国でクラウドファンディングを募って作成された映画「もうひとつの約束」の上映運動

を行いました。関西労働者安全センターもこの運動に取り組み、上映会は大小合わせて20回を数え、パノリムへの支援カンパを集めました。



そびえ立つサムソン本社ビル



写真を手に笑顔のファン・サンギさんと酒井（事務局）

2018年3月6日、ファン・ユミさんの命日に設定された半導体労働者の日に、ソウルではパノリムによる抗議デモと集会が開催されることになりました。関西労働者安全センター事務局からは4名が行動に参加しました。また上映会が行われた西宮市のカレー店ストロベリーフィールドのスタッフ2名（武庫川ユニオン組合員）も行動を共にしました。

テント籠城（3月5日）

3月5日の夜、ソウルに到着。パノリムがテント籠城闘争をするサムソン本社前に行きました。気温はまだ低く、一同コートで身を固めて地下鉄江南駅8番出口から地上に上がりました。出口を出るとすぐに、巨大なサムソン本社。そのエントランス前広場の片隅には、防塵服を着た大きな人形とテントが現れました。テントに



は覆いが二重、三重にかぶせられ、入り口で靴を脱いで中に入ると、満面の笑顔のファン・サンギさんが座っていました。テントの中は六畳程度。四方に棚があり、生活用品も含めて物品が生活感豊かに並んでいます。この日でテント籠城は881日目。サムソンの警備員が周囲を巡廻し、テントを空にすると撤去される危険も常にあるという緊張状態のなか、笑顔の再会をはたしました。事務局員の酒井から、パノリム来日時の写真をレイアウトしたプレートを寄贈しました。わざわざ私たちのために束草で買ってきてくれた鶏の甘辛揚げをいただきながら、しばし談笑。途中でイ・ジョン



ランさんも合流して、テントには事務局員の田島が宿泊することになりました。その夜、田島はスマホの翻訳ソフトを使いながら交流し、テント闘争に参加しました。

記者会見・デモ・追悼集会（3月6日）



リウム美術館前記者会見

朝9時30分、パノリムテントにて一同合流。TV局の取材も始まるなか、ファン・サンギさんの案内でサムソン本社周辺を探索しました。正面玄関前の道路際ガードレールには、79名の亡くなった被災労働者の名前が記された白い横断幕。80人目の被害者の名前は手書きで記されていました。パノリムによせられる相談は200名を越えましたが、犠牲者の全容はいまだ説明されていません。

この日の行動では、直前の2月に出たサムソン電子副会長に対する裁判判決の不当性が強く訴えられました。行動のテーマは「ファン・ユミさんとともに歩く春」というものです。実際に、天気は快晴。

11時30分、暖かい日差しのなか、記者会見が始まりました。場所は、サムソン電子の運営する山手の美術館。韓国に入る



ほどんどの有名美術品がこの美術館を経由するとも聞きました。防塵服とプラカードが参加者に配られました。プラカードには逝去した労働者の名前、写真、生年月日などが書かれてあります。美術館前の小さな路上を占拠したパノリムに、報道陣がカメラをもって対峙。その間にパノリムのメディア班の数人が地べたに座りこみ、リアルタイムのネット配信や書き込みを始めました。記者会見では、ファン・サンギさん、イ・ジョンランさん、ご遺族や民主労組の発言があり、日本からの国際的な連帯を代表する形で、田島がメッセージを届けました。以下一部を引用します。

11年前の3月6日、まだ人生の幸福や美しさをほんの少しか知らないままに、命を散らしたファン・ユミさん、そして同じように半導体工場に働いて、尊い命を失った労働者たち、また労働災害や職業病で意に反してこの世を去らざるを得なかったすべての労働者たちに、心から哀悼の意を表します。

私たちは日韓民主労働者連帯、全国労働安全センター連絡会議のメンバーです。日



本の仲間を代表して、この場に6人がやって来ました。(中略)

日本では去年から、「もうひとつの約束」の自主上映運動が展開されています。(中略)

そしてパノリムの活動を支援したい、この職業病問題の解決のためににかきたいと多くの方が、私たちの呼びかけに答え、抗議のプラカードを掲げて写真を撮ったり、運動に使ってほしいと寄付をしてくれました。(中略)

会社の利益のために、労働者の命や健康が冒されることがあってはなりません。サムソンとイ・ジェヨンに嚴重な処罰を！そしてすべての被災者と家族に十分な補償を！

職業病をなくし、すべての労働者が安心して健康に働ける社会のために、これからも一緒に闘いましょう。

記者会見の最後には、防塵服を着た人たちが一斉に倒れる、ダイ・イン (die in) のパフォーマンスもありました。救済されることなく死にゆく人々の姿を形にしたものでした。

13時、デモ開始。隊列は2列で、全長

9キロを約3時間ほどで歩くというコースで、参加者は100名弱程度。先頭を被災者のハン・ヘギョンさんが手押し車いすで進み、私たちは防塵服姿でプラカードを掲げて、サムソン電子本社まで行進。途中で、裁判所

に止まり、抗議の記者会見とダイ・インのパフォーマンスを再度やりました。この長い道のりのすべてを、ストロベリーフィールドの2名は横断幕をもって歩いてくださいました。

19時からは、サムソン本社横の細道で集会がある予定でした。デモ終了後、やぐらで即席ステージが組まれ、音響設備を配





サムソン前抗議行動

置、路上には参加者の座るシートが何列も張られて、亡くなった被災労働者の献花台も作られました。この準備中、屋台の車が出され、行動の参加者には熱いお粥とキムチがふるまわれました。

日が落ちていくなか、ろうそくが参加者に手渡され、火がリレーされました。集会では、遺族の発言、セオル号被害者の家族の合唱団や、アーティストによる歌と詩のライブなどが多種多様に企画されました。日本の訪問団を代表してストロベリーフィールドの福井さんが上映活動で集めたカンパをパノリムに贈呈しました。最後に、参加者すべてが献花台に花を捧げて、行動は終了しました。

「この集会を毎週継続していこう」という強い声が会場から上がり、毎週月曜日の



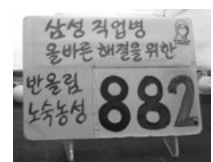
午後7時から同じ場所で集会を開くことが決まりました。

引き続き、連帯を

韓国の市民運動・社会運動は、長きにわたる民主化

闘争の歴史を底流としながら、2000年代以降には各地のろうそく集会、「希望のバス」（韓進重工業闘争）に代表されるSNSを活用した運動、セウォル号事件後の市民運動など、力強く広がってきました。このような流れを受け継ぎながら、パノリムもまた、サムソンという日本ではありえない巨大企業を相手に、多様な人々を結集させる運動を作っていました。パノリムでは、社会を変えたいという気持ちを持つさまざまな人たちの自発性・多様性と、サムソン電子を追い詰める運動の組織力とが絶妙に混ざり合っていると感じました。合理的なのに、その上、創造性が高くて、あたたかみのある場の作り方に、終始、驚きました。

上記のとおり、関西労働者安全センターからは、3月5日と6日にパノリムの闘争に参加し、メッセージとカンパを届けました。今後も関西では上映運動やパノリムとの交流を継続していきます。パノリムの活動家たちの粘り強い闘いに国境を越えて連帯しましょう。（事務局）



防塵服でソウルを歩く

—半導体労働者の日

福井 雅世

(淡路島カレー&カフェ「ストロベリーフィールド」／武庫川ユニオン)

映画「もう一つの約束」を観てサムスンの実態を知った。娘に先立たれた辛さを持ち続けながら、巨大企業にたった一人で立ち向かうという哀しくも強い力に感銘を受け、私たちのカフェで上映できたらこの現実を知ってもらえるのではないかと思った。その後、日韓民主労働者連帯／関西安全センターの皆さんとともに、映画のモデルとなったファン・サンギさんやイ・ジョンランさんに来店していただいたことで弾みがかかり、上映会を開催した。それらのご縁があって今回の抗議行動に参加させて頂いた。

3月6日朝、パノリムの籠城テントに行くとなファン・サンギさんがサムスンの巨大社屋周辺を案内してくださった。そこには「もう殺さないで」の言葉とともに、亡き80名の名前が記された横断幕があった。抗議の横断幕などがサムスンに撤去されないのは、その一角が市民に開放されている場所だから。それでもサムスはロープを新たにはり、四方に監視カメラを設置し、警備員をいたるところに配備しているのだった。

防塵服デモはサムスン美術館を出発点に高等法院を経て籠城テント前まで。交通警察が誘導する中、漢江を(歩いて)渡り、10車線もあるソウルの広い道路を1車線占領し、背中に抗議文を貼り、手には被害者の遺影を掲げてシュプレヒコールをあげながら行進した。

「ファン・ユミと歩く春 希望を咲かす」



右から福井さん、高橋（事務局）、宮本さん（ストロベリーフィールド）

という横断幕に書かれた言葉が素敵だと思った。故ファン・ユミさんの11周忌のこの日は例年になくとても暖かかったそうだ。長い道のりをひとりだけではとても歩けないだろうと、父ファン・サンギさんの想いに心を馳せながら、ゆっくりゆっくり歩いた。出発点と裁判所前では記者会見が行われ、多くの記者やカメラがその現実と職業病解決の訴えを記録していたが、翌日の新聞は「特使団」一色だった。

カフェを始める前、私は職場縮小のための整理解雇にあい、同時期に姉が不当解雇にあったのを契機に武庫川ユニオンに加入した。ユニオンでは自分のことのように怒り、時間を割いて裁判の傍聴に駆けつけ会社への抗議を続けてくれた。

私たちにできることは上映会を行い、支援のピンバッチを紹介し、一人でも多くの人にこの現実を心で知ってもらうこと、そして同じような悩みを持つ人にひとりじゃないことを伝えることではないかと考える。

今回、同行させて頂けたことに心から感謝申し上げます。

死ぬまで元気です

VOL.1 右田 孝雄

こんにちは、以前中皮腫患者として「中皮腫サポートキャラバン隊」で全国でピアサポート活動させてもらっているという記事を掲載してもらいました（本誌2018年1月号）。

今回からいただきましたコラム欄。最初ということで、この異彩を放つ金髪について書きたいと思います。さて、何故この年になって金髪なのか？中皮腫を発症して余命2年と言われて半ばやけくそっていうのもあったんですが、バケツトリスト（bucket list:死ぬまでにやりたいことをリスト化したもの）を作っている時、やったことがないといんでもないことを考えていたら、ビートたけしさんや松本人志さんが髪の毛が薄いことを隠すために金髪にしているという情報を聞き、私も抗がん剤で髪の毛が抜けていったので思い切って金髪にしました。

金髪にしてからエピソードがたくさんありました。まず金髪にして2ヶ月目には、生まれて初めて「職務質問」というのを受けました。車でドラッグストアの駐車場に入った時、後ろにパトカーがいました。気にも留めず店内に入って買い物をして、10分後に駐車場へ戻ると、駐車場の端にパトカーが停まっていた。変やなあと思っていたら、急にパト



友人とパフォーマンス：右が筆者

カーが私の車の前を遮るように止まりました。中から二人の警官が出てきて「こんばんは。ちょっといいですか」と言うと、パトカーの後部座席に乗せられて免許証の提示、持ち物検査、拳銃の果てに車の隅々まで調べられました。警官に「この金髪見て職質してんのか」と聞くと、「パトカーの方見ていましたよね？」ですって。警官ももう少しマシな言い方なかったのでしょうか。やっぱり人は外見の印象から入っていくんですね。

右田孝雄（みぎた・たかお）53歳

2016年5月胸膜中皮腫発症。その後、ブログでの発信で知り合った患者らと「中皮腫・同志の会」を立ち上げ、中皮腫患者の交流の輪を広げる。17年7月盟友の栗田英司氏と運命的な出合いで「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」に入会、栗田氏と共に「中皮腫サポートキャラバン隊」として患者のピアサポートに邁進中。野球は阪神タイガース。好きなアーティストは桑田佳祐。モットーは「死ぬまで元気」。

今後の検証が大事 労災防止の数値目標

第13次労働災害防止計画始まる

第13次労働災害防止計画が公表され、4月より始まっている。

労働災害防止計画は、労働災害が急増していた1958年に第1次の計画が策定されて以来5年ごとに国が策定している。労働安全衛生法に規定されており、今回の計画期間は2018年4月から2023年3月までとなっている。

労働災害防止計画といえば、目標を設定して対策を計画的に講じるものということになるが、ここ数回の計画では具体的な数値目標を設定することが多くなっている。とくに10年前の第11次では、5年後の平成24年に、死亡者数で20%、死傷者数で15%などの目標が掲げられ、他の重点目標でもメンタルヘルスケアに取り組む事業場の割合を50%以上にするなど掲げられた。

今回の第13次では、さらに具体的な数値目標が設定されている。

注目される課題ごとの目標数値

2017年の速報値で925人となっている死亡災害を2022年までに15%以上、118,079人の死傷災害を同じく5%以上減少させると数値を設定する。さらに業種

別の重点目標として、建設業、製造業、林業で死亡者数15%減に加えて、第三次産業関係では死傷災害の年千人率で5%減という数値を設定した。就業人口が増加している社会福祉施設関係など、単純数値の設定では意味がないので千人率という指標を使ったというわけだ。

さらに「その他の目標」として、メンタルヘルス対策関連として、相談先がある労働者の割合、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場割合に加え、ストレスチェック結果の集団分析結果を活用した事業場割合を60%以上と数値設定した。50人以上でストレスチェックという法律上の義務だけが重要視され、依然として病気発見が趣旨だという誤解が一部にまかり通っているなかで、職場改善にどう結び付けるのかという本旨に関わる数値が設定されているのが興味深いところだ。

また第三次産業と陸上貨物運送事業の腰痛件数と熱中症の死亡者数について、ピンポイントで目標数値を設定している。対策さえ講じれば防げる熱中症、多発要因がはっきりしていて対策強化が焦眉の課題である腰痛について、明確化させたことは評価できるだろう。

このような数値目標については、年ごと

に点検を行い、追加の施策を実施するなどの取り組みが決定的に大切だ。

労働者以外の安全衛生にも言及

今回の第13次で、労働安全衛生対策の必要な分野として初めて明確に触れたと思われる部分がある。それは「1. 計画のねらい」で触れられている次のような一文だ。

「また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とした働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。」

「働き方改革」が実は「働かせ方」の多様化にすぎないかのような最近の労働法制の動きがある一方で、枠外として規制の対象から外れてしまうグループの安全衛生対策が記述されることは、これまでになかった。その意味では評価できるものといえよう。

ただ、具体的な対策の内容については、目を見張る新たなアプローチがあるわけではない。たとえば、「個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応」として建設

第13次労働災害防止計画（概要）より

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

計画の目標

全体

死亡災害：15%以上減少 死傷災害：5%以上減少

業種別

建設業、製造業、林業：死亡災害を15%以上減少

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店：死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

その他目標

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上（71.2%：2016年）
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上（56.6%：2016年）
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上（37.1%：2016年）
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上（ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%：2016年）
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間で比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

8つの重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

業における一人親方等に対して安全衛生教育を検討するなどあげているだけだ。そもそも法的な対応の限界について、ふれているわけではない。もっと抜本的な対策につながる記述がされてもよいと思える。

制度改正につながる取り組みを

計画に掲げられた数値や取り組みについて、今後、十分に検証し、必要な制度改正などの取り組みが必要だ。

連載 それぞれのアスベスト禍 その78

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

情報開示請求で判明した堺市の公文書隠ぺい

2017年12月19日、私は堺市と大阪府に対して行政文書の開示請求を行った。開示請求した文書は、堺市が実施した「堺市北部地域整備事務所」における3つのアスベスト除去工事の報告書だ。この工事は2017年1月に大阪府堺市と職員4人が大気汚染防止法（事前調査義務）違反の疑いで書類送検される原因となった市有施設におけるアスベスト含有煙突の違法解体問題で、私の大きな関心事でもあった。

私は堺市から開示の連絡を受け、同27日に3つの報告書についてA4用紙で計67ページ(表紙含む)のコピーを入手した。

年末の慌ただしさもあり「お正月が明けからゆっくり見よう」とそのままにしていた書類を、2018年1月4日に見た。すると不自然な箇所があることに気づいた。一冊の報告書の13ページ以降はページ番号がなくなっている。あとは分析の顕微鏡写真があるだけだった。

堺市のホームページ（飛散事故の健康リスクを調べている懇話会の資料など）では現場写真もあるのに、なんでこれだけ現場写真がないのか不思議に思った。そして、その後のページでは通し番号が打っていないことも不可解だった。

堺市建築課の担当者に電話した。その答えは「最初はあったのですが」という。

「なぜ現場写真が無くなったのか？」との質問には歯切れの悪い答えしか出てこなかった。数回のやりとりで、「現場写真は業者が持っているので公文書ではありません。ご希望ならば業者を市役所に呼ぶので、直接コピーを依頼してください」ということになった。

2018年1月19日、堺市建築課を訪問して工場業者の「日野建設」担当者と会った。日野建設の持参した3冊の資料にははっきりと現場写真があり、そこには煙突内にアスベストが残存している（除去残し）写真が何枚もあった。また写真の横には「取り残しがある」という分析業者の指摘がある。

堺市の説明では、「今回の調査（濃度測定）には直接関係ない文書だったので、業者から報告があったが削除してもらった」という。

「え～！アスベストの取り残しがある、という指摘を簡単に削除できたのですか！」と、市側の対応の悪さに呆れてしまった。2年前に大気防止法違反で書類送検されても、まったく改善されていないばかりか、懲りてもない姿勢に怒りを覚えた。

そのような中で、堺市のアスベスト問題で尽力して頂いている長谷川俊英議員が堺

市議会に数度にわたり質疑を行ってくれた。

堺市本会議で長谷川議員が「堺市によるアスベスト『取り残し』隠ぺいは私文書偽造罪に当たる可能性がある」と、市による違法行為の疑いがあると追及した。

答弁に立った窪園伸一建築都市局長は「(2017年)5月中旬に測定会社から元請け業者を通じて提出された3冊の測定結果報告書の一部です。それは測定の目的と異なるものが添付されているという理由から合計34ページを濃度測定の現場状況写真とあわせて取り外した」と手元の答弁資料を読み上げた。

こうした経緯を説明した後、「隠したと指摘される行為はいったい誰の指示でおこなわれたのか」と聞くと窪園局長は「私も担当職員が軽々に判断して報告書から外すよう元請け業者に指示した」と市建築部の指示による隠ぺいを認める発言をした。

堺市が隠ぺいを指示していたことが明確になった。そして竹山修身市長は「2度にわたって不安を与え、申し訳ない」と謝罪した。

さらに「アスベストは市民の安全・安心・生命に関わり、きちんと情報提供すべきだ。保育園・近隣住民・患者の会ほか市民に2度にわたって不安を与えたことは申し訳ない。今回の事象を職員一人ひとりが肝に銘じ、市民の安全・安心に資するよう徹底する」と答弁した。

とんでもない情報隠しが、一市民の情報公開請求で得た資料に疑問を抱いて明らかになり、市当局は「測定業者と協議せずに

削除したのは不適切だった」と認めたのだ。

しかし、測定業者が会社印を押して提出した「測定結果報告書」を、作成者に断りもなく変造することは、刑法の私文書偽造罪に問われる可能性がある。財務省による森友学園問題が国会で紛糾しているが、堺市でも似たような問題が起こっている。

3月22日、長谷川議員から総括質疑がされた。その際「職員の危機意識が低かった」など、建築都市局が答弁した。質疑の最初に大綱質疑以来の議論の経過を踏まえての総括を要求すると、建築課長が「除去残し」の指摘を確認しなかったことや、測定結果報告書の写真を外したこと、その結果市民に重要情報が公開されなかったという、3つの業務上の過ちを認めた。

また、建築都市局長は、「公文書公開請求がなければ、除去残しの指摘も明らかにならなかった」、「測定会社に報告書の再作成を依頼する」、「専門家の意見を聞き、早急に煙突内部を調査、確認する」、「除去工事の完了検査のあり方も関係部局に働きかける」と発言し「担当者のアスベストに対する危機意識が低かった。今後、意識を高め、情報の重要性も認識できる力を養う」などと反省の弁を語った。

今回は堺市の問題だが、昨年12月19日に同時に開示請求を行った大阪府立金岡高校のアスベスト除去工事も大きな問題があることがわかった。

今年は大気汚染防止法が改正される予定だ。「民間工事での完了検査」や「リスクコミュニケーション」についてもっと精査し、取り組まなければいけない。

安全の まいわあとど

その 21：ハインリッヒの法則

1：29：300

安全対策に関わる人ならこの数字のならばには、馴染みが深いのではないだろうか。1件の重大災害の背景に29の軽微な災害があり、そのまた背景には300のヒヤリハットがあるという、有名なハインリッヒの法則だ。

近ごろではお笑いコンビの爆笑問題のネタになっているが、私たちが職場の安全を語る際に使うのは、300のヒヤリハットを顕在化させ、対策をとることが一つの重大災害を防ぐことになる、というようなところだろう。たしかに安全衛生活動のなかでリスクアセスメントの手法を取り入れる場面が増えて、ハインリッヒの法則の意味するところが役に立っているようだ。あらためてこの法則の由来にふれてみよう。

アメリカの損害保険会社で技術・調査部の副部長だったハーバート・ウィリアム・ハインリッヒが1929年に出版された論文の中で紹介したのが最初といわれている。

要約すると次のようなものだ。

「有傷災害の頻度に関するデータから、同じ人間の起こした同じ種類の330件の災害のうち、300件は無傷で、29件は軽い傷害を伴い、1件は報告を要する重い傷害を伴っていることが判明した。このことは

5000件以上について調べた研究により追認されている。」

ここでいう重い傷害とは労災として補償を要するようなものをいい、軽い傷害とは応急手当だけで済む擦り傷や打撲などをいう。傷害を伴わない災害とは人間や物資、光線などの移動（スリップ、転倒、飛来、吸入等）を伴う計画外の事象で、傷害や物の損害の可能性のあるものをいう。

ハインリッヒの法則は戦後日本の安全運動にも活用されるようになり、様々なテキストに引用されるようになる。しかし数字のならびが分かりやすいだけに、矮小化されて紹介されることも多く、たとえば安全対策の要は労働者の行動にあるとばかりに、本質安全を図るための設備投資を避ける方向にもっていくという例も横行した。

同様の災害分析によるいくつかの研究がある。1969年に発表されたバードの法則はニアミス600：物損事故30：軽傷事故10：重大事故1の比が成り立つとし、1975年のタイ・ピアソンの結果はニアミス400：物損事故80：応急処置を施した事故50：軽中傷事故3：重大事故1とした。

ところで、こうした比は法則といわれるほど不変なのだろうか。不安全行動を探すという作業を突き詰めれば、数は無限大に増えるかもしれない。また、ヒヤットとした、ハットとしたという事例にしっかりとした対策をとったとすると、この比率は1000：1などということになり得るし、またこれを数値目標にして安全対策をとるということもあり得るかもしれない。ハインリッヒの法則は奥深い。

韓国からの ニュース

■高圧線整備労働者、電磁波によって白血病、 労災初認定

勤労福祉公団によれば、業務上疾病判定委員会は2015年に急性白血病で亡くなった高圧線整備労働者のJさん(53)に産業災害を認めた。委員会は電磁波と白血病の間に直接的な医学的関連性は立証されなかったが、業務環境などを考慮すれば、間接的な関連性が相当部分で認められるとした。

Jさんは1990年から高圧電流が流れる電線(活線)を、直接手で触れて連結する「活線作業員」として働いた。2015年の初めに急性骨髄性白血病と診断され、4か月目に亡くなった。Jさんを診療した医療スタッフは「低周波による白血病の可能性がある」と述べた。遺族はJさんが電磁波にばく露して白血病に罹ったとして、勤労福祉公団に労災遺族手当を請求した。

電磁波が人体に及ぼす影響は世界的な関心事で、低周波の強い電磁波にばく露すれば、人体に誘導された電流が神経や筋肉を刺激し、影響を及ぼす恐れがあると知られている。世界保健機関は2007年に極低周波電磁波のばく露が小児白血病と相関関係があるという研究結果を認めた。成人が電磁波に多量にばく露すれば、白血病発症の危険が高まるという研究結果も何回も出ている。

国内でもJさんの事件以後、電気労働者を対象にした疫学調査が行われた。産業安全保健研究院が昨年、電気労働者37人を調査した結果を見ると、活線を扱う労働者は、電気を扱う他の職種よりもはるかに多く電磁波に

ばく露していた。24人は作業中に常時100～300マイクロテスラ(μ T)の極低周波電磁波にばく露し、2人は国際機構の「職業人安全基準」の1000 μ Tを越える電磁波にばく露していた。建設労組が2016年に組合員1100人の血液検査をした時にも、白血球の数値異常10人、甲状腺ホルモン数値異常79人などが見付かっている。

労働者が労災を認められるには、自ら業務と疾病の関連性を完璧に立証しなければならなかった。昨年8月に大法院は、サムソン電子半導体工場で働き、多発性硬化症に罹った労働者について、「発病・悪化と業務の間の相当因果関係を認める余地がある」と労災を認めた。裁判所に続いて勤労福祉公団も、労働者の立証責任を軽減する判断をしたと見られる。電磁波による職業病で労災補償を申請している労働者は、現在10人余り。2018年3月1日 京郷新聞 ナム・チオン記者

■医療・輸送労働者の超長時間労働合法化は 安全社会に逆行

国会は先月28日に勤労基準法を改正し、運送・保健の5業種を、週当たり12時間を超えて延長労働ができる特例業種として残した。公共輸送労組・医療連帯本部は「国会はついに患者と労働者の安全を放棄して、病院の収益保障を選択した」とし、「勤労基準法59条の特例条項を再論議し、業種の例外なく廃棄せよ」と要求した。勤基法59条には、休憩時間・勤務時間の特例が規定されている。今回国会を通過した改正案は、特例業種を26から5業種に減らした。陸上運送とパイプライン運送業(路線バスを除く)・水上運送業・航空運送業・運送関連サービス業・保健業は特例業種として残った。

医療連帯本部は「休憩時間の付与が難しい

という問題は、全般的に人員を補充すれば解決できる」と主張した。病院経営陣の立場からは、今の人員を長時間働かせることで費用を節約できる。医療連帯本部は「長時間労働は労働者の集中力を散漫にし、事故の発生率を高める」とし、「病院現場の人員が充分で、労働条件が良くなれば、さらに生かすことができる生命がある」と訴えた。

同労組・空港港湾運送本部も「運送業は道路上安全と直結する業種なので、長時間労働の規制対象であることは明らかだ」とし、「労働時間規制を強化すべき業種に超長時間労働を合法化した無茶苦茶な合意」と反撥している。2018年3月2日 毎日労働ニュース ユン・チャウン記者

■ 11年経ってもやって来ないアボジの春

「2007年の3月6日も、今日のようにきれいでのどかな春の日でした。ユミを乗せて水原の病院に行き、治療を受けて家に帰る途中で、私たちのユミは私のタクシーの後ろの席で息を引き取りました」。

6日午前、龍山区のリウム美術館の前で行われた「サムソン労災死亡労働者追悼の日」の記者会見でファン・サンギさんが口を開いた。サムソン電子半導体工場の職業病を世の中に初めて知らせたファン・ユミさん。6日はファン・ユミさんの11周年忌だ。

11年間に多くのことが起こった。ユミさんの話から、多くの被災労働者が立ち上がった。サムソン半導体工場での仕事と各種希少疾病との因果関係を認められるための至難な闘いの結果、2017年に裁判所は、サムソン電子半導体・LCD工場で働いたイ・ユンジョン、イ・ウンジュさんたちの希少な難治性疾患を職業病と認定した。遅くはなったが勤労福祉公団も半導体労働者の白血病、リンパ種、



美術館前、ダイ・インパフォーマンス

脳腫瘍を労災と認定し始め、雇用労働部は高等法院の判決を受け容れて、サムソン電子の有害化学物質の情報が記載された作業環境測定結果報告書を公開することにした。

しかし被災者たちは未だ春を待っている。サムソン電子は「サムソン電子事業場の白血病など職業病問題解決のための調停委員会」が2015年7月に出した調停勧告案を拒否し、独自の「半導体白血病問題解決のための補償委員会」を組織して個別補償を始めた。しかし「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)との対話は拒否している。

この日記者会見を終えた参加者は、弁当を分け合い、行進を始めた。サムソン総帥一家の自宅がある漢南洞から、瑞草洞のサムソン電子の本社社屋まで向かう行程だ。半導体工場の象徴である防塵服を着て、各々の手に犠牲者の遺影を持った参加者が歩き始めた。しかしその重い主題に較べると、参加者の表情はむしろ淡々としていた。「苦しい闘いの末に犠牲になったこれらの名前を1人ひとり思い出して闘うことはとても苦しくて辛いことなので、いつもよりもっと希望と前向きな話しをしよう」とチョ・テハン・パノリム事務局長が話した。この日のテーマも「ファン・ユミと共に歩く春、希望を咲かす」だった。一緒に歩く道で、本当の春を迎えて、早くその希望が花を咲かせることを。2018年3月6日 ハンギョレ新聞 イ・ジョンア記者

■九宜駅のキム君はどこで保護されるのですか？

雇用労働部が先月立法予告した産業安全保健法の全面改正案に対し、利害当事者である労使団体がいずれも再検討を求めた。

◇「請負禁止の範囲が狭小」vs「契約締結の自由を侵害」

労働部主催で27日午後、ソウルのSタワーで行われた「産業安全保健法全面改正案に対する意見収斂公聴会」で、労使団体が「意見の取りまとめをもう一度やって欲しい」と注文した。この日の公聴会では「危険の外注化防止のための請負制限」条項が争点として浮上した。改正案は、メッキ作業や水銀、鉛、カドミウムなどの製錬・注入・加工・加熱といった有害作業の請負を禁止、有害危険作業は、安全保健評価の後に請負を承認し、再下請けを禁止した。産業災害予防の措置を執る能力のある者に請け負わせるように、適格受注者の選定義務も定めた。

危険の外注化禁止条項に関して、労働界は請負禁止の適用対象が余りに狭いと批判した。チェ・ミョンソン民主労総・労働安全保健室長は「改正案では請負禁止適用の対象は22の事業場の852人」、「社会問題化する契機になった『九宜駅のキム君』は含まれない」と話し、「外注化が主な原因で労災が多発する作業と、造船業の再下請け関連の条項を補完しなければならない」と注文した。チョ・キホン韓国労総・産業安全保健研究所長は「依然として不十分」「常時有害危険性のある作業は請負を全面禁止すべきで、正規職に転換して、安全保健管理を受けられるようにしなければならない」と話した。

財界は「有害作業の請負禁止は行き過ぎだ」と主張。企業間の契約締結の自由を根本的に侵害するということだ。チョン・スンテ経総・産業安全チーム長は「請負禁止が下請けの勤労者の保護として不適切である以上、元・下

請け間の安全管理の役割と責任を明確にして、有害作業の実行者の専門性を確保する方が実効性あるだろう」と話した。

専門家の意見も分かれた。クォン・ヒョク釜山大・法学専門大学院教授は「有害危険作業に対する請負禁止は、方向性には共感するが、危険作業を初心者に請け負わせるのが問題であって、専門家に請け負わせれば問題ない」と主張した。キム・ジゲアン韓国労働安全保健研究所長は「改正案には請負禁止範囲の拡大に対する議論や手続きに関する条項がない」として「元請けが適格な受注者を選定する方法も、適格基準の詳しい内容が見付けられず、違反時の処罰条項もない」とした。

◇作業中止・待避権、現場で作動するだろうか

作業中止権も争点だ。改正案で、産業災害が発生する差し迫った危険がある時は、作業を中止して待避できるとした。労働者に対する不利益な取り扱いも禁止。チョ所長は「差し迫った危険と同時に、安全保健措置の不備も作業中止の要件に含め、労働者代表や名誉産業安全監督官にも作業中止権限を付与しなければならない」と主張した。

チェ室長は「危険だということが分かっているにもかかわらず、作業をしに行って死んだ労働者が多い」とし、「合理的な理由で作業待避をすれば、会社から懲戒から損害賠償まで請求されるような状況で、改正案の条項だけで問題は解決できるのか」と反問した。

チョン・スンテ経総チーム長は「重大災害が発生した事業場で、『労災が再び発生するおそれがある』という理由で作業中止を命じることができる」と規定するのは、要件を行政機関が恣意的に決める結果を招き法治主義に背く」と主張した。2018年3月28日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

前線から

死ぬまで、元気で！ 中皮腫サポートキャラバン隊交流会

大阪

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の「中皮腫サポートキャラバン隊」栗田英司氏・右田孝雄氏が3月11日市民オフィスで開催された同会関西支部例会に来訪し、楽しく交流した。

会員がつくった「ようこそキャラバン隊」ゲートをくぐって到着した栗田氏は腹膜中皮腫を発症19年目、右田氏は胸膜中皮腫で2年目になる。今、同じような境遇にいる患者や家族を元気にしようと講演会やピアサポート（患者同士の励まし合い）で全国を回っている。この日は中皮腫や肺がんの患者、家族など支部会員40名近くが集まった。

栗田氏のあいさつのあと右田氏が笑える話で盛り上げ、家族の会が6月1日に東京の国会議員会館で行う「中皮腫患者100人集会 省庁交渉だよ、全員集合！」への結集を呼びかけた。

「痛みがつづいて…」「いい薬を知らないか」「治療は

してないけど今は元気」「患者のための活動をしてきたい」などなどいろいろな発言や質問がつきなかった。

右田氏は大阪南部の岬町在住。現在、関西地区をはじめとする中皮腫患者のピアサ

ポートで動き回る。

中皮腫による救済給付をとりあえず受給しているが、その給付額は生活できる金額にはほど遠い。そのため、自身の中皮腫は、長年勤務した郵便局内の吹きつけアスベストからのばく露によるものと考え、安全センター事務局と一緒に労災請求に取り組んでいる。

「死ぬまで元気で！」

明るく笑いながら疾走する二人に元気づけられた一日だった。



右田孝雄氏（前列左から2人目）、栗田英司氏（後列右から3人目）

間接部門含め原告全員 和解勝ち取る エタニット高松国賠裁判

高松

日本エタニット高松工場
で働き中皮腫などのアスベ
スト被害を受けた労働者と遺族

が国に対して損害賠償を求め
た裁判について、2月15日
、高松地裁で最後の和解が成

立し終結した。

提訴は第一次 2017 年 4 月 14 日、第二次 5 月 17 日。この日をもって、原告総数 50 名、被災労働者総数 20 名（うち 13 名死亡）のすべての和解が成立した。和解合計額は、慰謝料総額 1 億 7000 万円に遅延損害金と弁護士費用を加え 2 億 7700 万円。

記者会見において「予想より大幅に遅延はしたが、内容的にはほぼ完全勝利」と弁護士団（団長・宮里邦雄、主任・古川景一）が報告した。

国は国賠和解の条件の一つに「1958 年 5 月 26 日から 1971 年 4 月 28 日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんによく露する作業に従事したこと」としている。

一方、日本エタニットパイプは、局所排気装置の設置が刑罰付で義務付けられた 1971 年 5 月に、高松工場での石綿セメント管製造を中止している。

つまり、原告らの被害は、

国が規制権限を行使していれば食い止められた部分がたたくさんあったということになる。

また国は当初、石綿セメント管製造の機械を操作しない間接部門の労働者 6 人（倉庫、強度試験、清掃、資材や部品の調達、石綿原石入り麻袋の検数、麻袋の売却等）について、「局所排気装置の設置により被害を防げた」と言えないのではないかと疑問を出していた。しかし、最終的にこれら 6 名について、局所排気装置の設置をしていれば被害を予防できたことを認め、国の賠償責任を認めた。

これは、特筆すべき点だ。

今回、「原告全員が和解」に至った大きな要因は、高松工場閉鎖後、自主生産に取り組んだ「日本エタニットパイ



記者会見する弁護士団、原告団、支援者

プ労働組合高松支部」の存在、同支部と弁護士団による継続会社のミサワリゾート（リゾートソリューション）との示談交渉、それを通じての労働者台帳等の情報の保管・蓄積、愛媛労働安全衛生センターなどの支援がおこなわれてきたことであった。

関西労働者安全センターは、愛媛安衛センター、ひょうご労働安全衛生センター、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会四国支部とともに裁判を支援してきた。今後も共に被害者掘り起こし、元労働者や家族への支援を継続していくことにしている。

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990 年 5 月 2 日に設立されました。
①最新情報満載の「安全センター情報」の発行、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーク、⑦草の根国際交流の促進、などの取り組みを行っています。「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。
「情報公開推進局ウェブサイト：<http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない情報を満載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費（年間購読料）：10,000 円 ●一部：800 円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

安全
センター
情報

3月の新聞記事から

3/3 職場でハラスメント(嫌がらせ)を受けた被害者を支援する団体や労働組合などが、2日参議院議員会館で「職場のハラスメント防止の法制化を!!!」と題した院内集会を開いた。厚生省のパワーハラスメント防止対策に関する検討会では労使の自主性に委ねる意見もある。これに対して院内集会では、より広いハラスメントの定義での「法制化が必要だ」と訴える。

3/6 環境省が石綿健康被害救済法で認定した患者の療養生活などを把握するため、約1000人を対象にした初の大規模調査の結果が5日、公表された。4割近くが日常で「介助が必要」とし、9割は激しい運動をしなくても息切れがすると回答した。回答した患者の平均年齢は69・9歳で、1割強が50代以下。患者団体は制度の拡充を求める。

3/14 建設資材に含まれたアスベストを吸い、肺がんなどになったとして、首都圏の元建設労働者ら354人が国と建材メーカー42社に総額約120億円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が、東京高裁であった。裁判長は「一人親方」などの個人事業主に対する国の賠償責任も認め、約22億8千万円の賠償を命じた。メーカーへの請求は一審同様、棄却。全国6地裁で7件が提訴された一連の建設アスベスト訴訟で、控訴審判決は2件目。

3/15 森友学園への不正な国有地売却に関する財務省への決済文書書き換えに関わったとされる近畿財務局の男性職員が7日に自殺し、関与を証明するメモを残していたことが分かった。12日財務省は14件の決済文書の書き換えを認めた。親族に対して職員は17年8月、心療内科に通っていると話し、「毎月100時間の残業が何カ月も続いた」「常識が壊された」と打ち明けていた。

3/16 2016年7月に埼玉県警秩父署地域課長の男性警部(当時52歳)が自殺したのは、上司のパワーハラスメントが原因として、地方公務員災害補償基金県支部が今月、民間企業の労災に当たる公務災害と認定した。

ヤマト運輸は、フルタイム勤務の有期労働契約の社員約5000人について、本人が希望すれば正社員を選択できる人事制度を、5月16日から導入すると発表した。

JR西日本は労働時間について、社員の申告と労働実態にかい離があったとして大阪の天満労働基準監督署から是正勧告を受けていたと発表。社内調査の結果、2015年3月から2017年3月の間に約1万4200人の社員や契約社員に対し、約19億9000万円の残業代の未払いがあった。

政府は閣議で、外国人技能実習生に除染作業を行わせることを全面的に禁止する方針を示した答弁書を決定した。ベトナム人の実習生が十分な説明なしに東京電力福島第1原発事故の除染に従事させられた事例を踏まえた措置。この事例は、市民団体「移住者と連帯する全国ネットワーク」(移住連、東京)に対する取材で明らかになった。上川陽子法相は今後は、除染を含む実習計画を認めず、計画を申請する企業・団体に対し「除染に従事させない」との誓

約書提出を求める。

3/16 神戸市北区の新名神高速道路の建設現場で2016年4月、鋼鉄製の橋桁が落下し、作業員10人が死傷した事故で、兵庫県警は、落下部分の工事を施工した建設会社「横河ブリッジ」(千葉県船橋市)の現場所長と副所長、工事責任者2人の計4人を業務上過失致死傷容疑で神戸地検に書類送検する方針を固めた。

3/17 厚生労働省は、今国会に提出を目指している働き方改革関連法案を一部修正する方針を固めた。働く人の労働時間の把握を企業に義務付ける見直し。当初は省令で規定する予定だったが、与党側が労働者の健康確保措置の強化を求めており、法律に盛り込むことにした。

ワタミグループ創業者で自民党の渡邊美樹参議院議員が、13日の参院予算委員会の公聴会で意見を述べた過労死遺族・中原のり子氏(東京過労死を考える家族の会代表)を前に、「働くことが悪いことであるかのように聞こえる。週休7日が人間にとって幸せなのかと聞こえる」と発言し、問題になった。遺族らは発言の撤回を要求し、16日に渡邊議員は謝罪した。

3/21 熊本県警は20日、複数の部下にパワハラをしたとして、県内の警察署に勤務する50代の男性巡查部長を、減給100分の10(3カ月)の懲戒処分にしたと発表した。怒鳴りながら頭を殴ったり、嫌がる部下に激辛のインスタント焼きそばを食べさせたりしたという。巡查部長は「指導のつもりだったが、行き過ぎた」と話している。

3/26 富山県砺波市のパナソニックデバイスソリューション事業部の富山工場で、過労自殺した40代の男性社員に違法な長時間残業をさせたとして、砺波区検は、労働基準法違反容疑で書類送検された法人としてのパナソニック(大阪府門真市)を同法違反の罪で略式起訴した。ともに書類送検された労務管理担当の男性幹部2人は、富山地検が不起訴とした。起訴猶予とみられる。

3/28 男性社員が過労自殺した野村不動産に対する厚生労働省東京労働局の特別指導を巡り、厚生省は、特別指導の前に加藤勝信厚労相が報告を受けた際の資料を衆院厚労委員会の理事会に提出。開示された資料は大半が黒塗りだった。真相解明にはほど遠く、野党は反発を強めている。また特別指導をした東京労働局の勝田智明局長は、30日の定例記者会見で新聞・テレビ各社の記者団から追求を受け、「なんなら、皆さんのところ行って是正勧告してあげてもいいんだけど」と報道機関を牽制する発言を行い、同日にメールで各社に発言を撤回し謝罪した。

3/30 兵庫県警機動隊の男性巡查2人が平成27年秋に相次いで自殺した問題で、地方公務員災害補償基金兵庫県支部が、2人のうち元巡查(当時23歳)について、職務と自殺に因果関係があるとして公務災害と認定したことが29日、関係者への取材で分かった。これに対し、自殺したもう一人の木戸大地さん(当時24歳)をめぐっては、公務災害の認定申請が棄却され判断が分かれた。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259